亚口	K3.7.30况				
番号	種類	質問	回答		
1	跳ね上げ 式車椅子	リクライニング式やティルト式は補 助対象か。	肘掛けを跳ね上げ、脱着又は座面まで下げることが できるものであれば、補助対象です。		
2	跳ね上げ 式車椅子	車椅子にクッションが付属していない場合、別売のクッションは補助対象か。	補助対象ではありません。		
3	移乗用 ボード	寝た状態のままベッドから車椅子に 移乗できる大型のボードは補助対象 か。	補助対象です。		
4	移乗用ボード	折りたたみ式のボードは補助対象 か。	ボード(板)を組み合わせているものであって、概ね3年以上使用できるものであれば、補助対象です。		
5	移乗用 ボード	ボードの周りをシートで包んでいる製品は補助対象か。	シートを交換することが可能であって、概ね3年以 上使用できるものであれば、補助対象です。		
6	床走行式 リフト	天井走行リフトは補助対象か。	天井走行リフト、ベッド固定式リフト、歩行訓練用 リフト (兼用含む)等は補助対象ではありません。 一般的な床走行式リフトが補助対象です。		
7	床走行式リフト	シート、吊り具等が付属していない場合、別売りのシート、吊り具等は補助対象か。	別売りであれば床走行式リフト1台につき1枚のみ 補助対象です。(シート、吊り具等の種類は選択 可。) シート、吊り具等のみの購入は補助対象ではありま せん。		
8	共通	跳ね上げ式車椅子と移乗用ボードの どちらか一方のみを導入することが できるか。	本補助事業は、跳ね上げ式車椅子と移乗用ボードを 組み合わせて使用することを想定していますので、 どちらか一方のみを導入した場合は、補助対象とし ません。 ただし、既に所有している跳ね上げ式車椅子又は移 乗用ボードと組み合わせて使用する場合は補助対象 とします。この場合、跳ね上げ式車椅子と移乗用 ボード(既に導入しているものを含む)をどのよう に組み合わせてどこに配置するのかを決めて導入計 画を作成してください。また、導入計画には、既存 の機器の種類、枚数を記載してください。		

	lu	× 00	K3.7.30块仕
番号	種類	質問	回答
9	共通	跳ね上げ式車椅子と移乗用ボードの 導入台数は同じでなければならない か。	同数でなくてもかまいませんが、跳ね上げ式車椅子と移乗用ボード(既に導入しているものを含む)をどのように組み合わせてどこに配置するのかを決めて導入計画を作成してください。また、既に導入している跳ね上げ式車椅子又は移乗用ボードと組み合わせる場合は、導入計画に、既存の機器の種類、枚数を記載してください。 ※導入台数に大きな差がある場合、計画が認められない場合があります。また、組み合わせないで導入しようとする機器は、補助対象としません。
10	共通	中古の福祉機器は、補助対象か。	中古品は、価格設定の妥当性が明確に確認できないことなどから、補助対象としていません。ただし、次の要件を全て満たす場合に限り補助対象とします。 ・新品の販売価格が明らかであること。 ・新品の販売価格よりも低額であること。 ・同等品について、中古販売業者から入札又は複数の見積書を取得すること。(一者随意契約は不可)・個人からの購入やオークション等による購入でないこと。 ・安全性に問題がないこと。 ・安全性に問題がないこと。 ・3年以上使用できること。 なお、中古品の故障や不具合に係る修理費用は補助対象ではありません。
11	共通	別売りのオプション、付属品等は補 助対象か。	補助対象ではありません。
12	共通	購入ではなく、リースやレンタルの 場合、補助対象か。	リース又はレンタル期間が3年以上であれば、申請することは可能です。ただし、導入初年度に要するリース料等のみが補助対象です。
13	共通	消費税込の金額が補助対象か。	原則として、消費税を除いた金額(税抜金額)が補 助対象です。
14	共通	補助対象機器の税抜金額が30万円の 場合は、補助予定額はいくらか。	補助対象経費が30万円の場合は、補助予定額は15万円です。(補助率1/2 補助上限額 <u>50万円</u>) 【例】 補助対象経費50万円→補助予定額25万円 補助対象経費80万円→補助予定額40万円 補助対象経費100万円→補助予定額50万円 補助対象経費100万円→補助予定額50万円

ノーリフティングケア用福祉機器導入補助についてのよくある質問

R3.7.30現在

番号	種類	質問	回答
15	共通	住宅型有料老人ホームに導入する機器について、補助金を申請することができるか。	介護サービス事業所ではないため、申請することは できません。
16	共通	いつまでに導入しなければならない か。	交付申請書に記載した事業完了予定年月日までに導入する必要があります。 (事業完了予定年月日は、遅くとも3月31日までとなります。) なお、交付決定前に発注した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。
17	共通	いつまで使用しなければならないか。	導入した事業所において、原則として3年以上ノーリフティングケア(跳ね上げ式車椅子と移乗用ボードを組み合わせての移乗介護)に使用する必要があります。 なお、3年以上使用した後も、大蔵省令に定められている耐用年数が経過するまでは、補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、担保の用に供することは、原則としてできませんので、ご注意下さい。